

我入道の渡し船
指定管理者募集要項

令和8年10月

沼津市

目 次

1	募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	施設の管理運営方針	1
4	管理の基準	2
5	指定管理者が行う業務の範囲	2
6	運航日及び運航時間	2
7	経理に関する事項	2
8	指定期間	3
9	業務の継続が困難になった場合における措置	3
10	業務の再委託	4
11	応募に関する事項	4
12	スケジュール	5
13	募集手続き	5
14	現地説明会の実施	5
15	質問事項の受付	6
16	申請書類の提出	6
17	指定管理者の選定方法	7
18	協定書の締結等	9
19	その他	9
20	問い合わせ先	9

1 募集の趣旨

我入道の渡し船（以下「渡し船」という。）は、恵まれた水辺を活用し、あわせて観光の振興を図ることを目的としています。

沼津市（以下「市」という。）では、地方自治法の一部改正により創設された指定管理者制度を平成 18 年 4 月から導入しています。

指定管理者制度を導入することにより、民間団体を含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を活かし、渡し船において、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供するとともに、効率的な経営の推進を図っています。

指定管理者制度は、市の管理権限を指定管理者に代行してもらうため、どのような維持管理業務を行うべきかについての検討・判断をして執行することはもちろん、事件・事故・苦情などへの対応、渡し船において行うべき管理運営を指定管理者が行うこととなります。

また、指定管理者制度は、民間団体のノウハウを活かして、サービスの向上と収支の改善を目指すものであることから、サービスの向上と経費の削減が可能となるような、積極的なマネジメントが求められます。

渡し船の設置目的及び関係法令等を念頭に置き、安全かつ効率的に渡し船を管理運営することができる指定管理者を募集します。

2 施設の概要

- | | | |
|-----|------|-------------------------------|
| (1) | 名 称 | 我入道の渡し船 |
| (2) | 構 造 | 木造（長さ 6.67m、幅 1.99m、深さ 0.56m） |
| (3) | 定 員 | 旅客 12 名（河川） |
| (4) | 運航区域 | 狩野川（三園橋から下流域） |

3 施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の節減を図ることとします。

(1) 基本方針

指定管理者は、狩野川の恵まれた水辺を活かし、市の重要な観光資源である潮の音プロムナードを情緒豊かに実現することにより、観光振興を図るため、適切な管理を行うこととします。

(2) 維持管理・運営方針

- ① 施設や付属設備については、利用者が安全に利用できることを第 1 とし、施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、我入道の渡し船管理運營業務仕様書（以下「仕様書」という。）、安全管理規程等に基づき適正な管理と保守点検を行うこと。
- ② 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保するとともに地域住民の意見を反映させた管理運営を行うこと。
- ③ 事業計画書等に基づき、施設の効用を最大限に発揮させるような創意工夫を行い、管理経費等の節減に努めること。
- ④ 利用者の意見を聴き、管理運営に反映できるようにすること。

- ⑤ 利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行うこと。
- ⑥ 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- ⑦ 個人情報保護の徹底を図ること。

4 管理の基準

沼津市渡し船条例（平成 9 年 3 月 26 日条例第 8 号）（以下「条例」という。）に規定するもののほか、その他規則、別紙仕様書及び安全管理規程等で定める管理の基準に従って渡し船の管理を行うものとします。

5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、条例第 9 条に規定する業務とします。

- (1) 渡し船の運航日及び運航時間の変更に関する業務
- (2) 条例第 4 条の規定による利用の禁止に関する業務
- (3) 渡し船等の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

※詳細は、別に定める仕様書及び安全管理規程に従い実施することとします。

6 運航日及び運航時間

運航日及び運航時間は、次のとおりとします。

運航日	運航時間
春分の日から 5 月 7 日までのうち、土曜日、日曜日及び祝日	午前 9 時から午後 4 時まで
7 月の第 3 月曜日の前々日の土曜日、日曜日及び沼津夏まつりが開催される土曜日、日曜日	
10 月 1 日から 11 月 30 日までのうち、土曜日、日曜日及び祝日	

※ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができます。

※祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を行います。

7 経理に関する事項

渡し船の管理運営経費は、市からの指定管理料を充てることとします。

- (1) 指定管理料について
 - ① 指定管理料の額は、応募者の提案事項とします。ただし、(3)「指定管理料の上限」を超える提案は失格とします。
 - ② 消費税率 10%で収支を算定し、提案してください。
 - ③ 各年度の指定管理料は、応募時の提案を基に、市と指定管理者との協議によって定めます。

(2) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、市から支払います。
なお、各会計年度の具体的な支払時期や方法は、年度協定にて定めます。

(3) 指定管理料の上限

指定管理料の上限額は、次のとおりとします。

令和9年度	3,384,000 円
令和10年度	3,469,000 円
令和11年度	3,555,000 円

(4) 使用料の取扱い

使用料は、条例第5条に定める額となります。使用料は全て市に納めていただきます。

区分	金額
大人（中学生以上）	1人1回につき 100 円
小人（小学生）	1人1回につき 50 円

(5) 自主事業

指定管理者は施設の設置目的を効果的に達成するため、あらかじめ市長の承認を受けて、自らの創意と工夫により企画した事業を実施し、自らの収入とすることができます。

- ① 施設・設備の特性を十分に考慮した企画
- ② 地域住民、利用者のニーズが反映された企画
- ③ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮した企画
- ④ その他、指定管理者の提案による企画、イベント等

8 指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とします。

9 業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、市は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。

その場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、

指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合、
指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合、
協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合、
その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により指定管理者からの協定の解除の申出があった場合等を示しています。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、市と協議することができるものとします。

協議の結果、やむをえないと判断された場合、市は指定の取消しを行うものとします。

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

定期的に実地調査等を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがあります。

10 業務の再委託

仕様書に定める設備等の保守点検等を指定管理者から第三者へ委託することは可能ですが、管理運営に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。

11 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募者は、静岡県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、指定期間中に対象施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成するグループ（代表の構成員は静岡県内に主たる事業所を有していること。）とし、個人での応募はできません。なお、法人等及び代表者が次のいずれかに該当する場合は、応募者となることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項による指定の取消しを受けたことがある者
- ③ 市から指名停止措置を受けている者
- ④ 法人税、県税及び市町村税等を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続の申立てがなされた者
- ⑧ 役員（法人の監査役及び監事を含む）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア） 成年被見人又は被保佐人
 - （イ） 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(エ) 暴力団の構成員等

(2) グループでの申請

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表法人等を定めること。(他の法人等は、当該グループの構成員として扱います。)

単独で申請した法人等は、グループ構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

12 スケジュール

公募から管理開始までのスケジュールは、次のとおりです。

募集の周知開始(募集要項の公表) : 令和8年10月15日(木)

説明会参加申し込み : 令和8年10月15日(木)～令和8年10月22日(木)

説明会 : 令和8年10月23日(金)

質問受付 : 令和8年10月26日(月)～令和8年10月29日(木)

質問回答 : 令和8年11月2日(月)

申請書受付 : 令和8年11月4日(水)～令和8年11月18日(水)

選定委員会 : 令和8年12月上旬予定

候補者の選定 : 令和8年12月中旬予定

2月議会議案上程

指定管理者の指定 : 令和9年3月中旬

協定締結 : 令和9年4月1日(木)

13 募集手続き

指定管理者の募集については、令和8年10月15日(木)に沼津市ホームページに掲載します。同日から令和8年11月18日(水)までの間、募集要項その他の書類をホームページからダウンロードできます。

なお、沼津市役所産業振興部観光戦略課窓口においても、上記の期間(ただし、土曜、日曜、祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで)に配付いたします。

14 現地説明会の実施

渡し船の管理内容について現地説明会は次の日時、場所で開催します。

(1) 開催日時 令和8年10月23日(金) 午後2時から1時間程度

(2) 開催場所 沼津我入道漁業協同組合前

(3) 申込方法 令和8年10月22日(木)午後5時までに「我入道の渡し船指定管理者現地説明会参加申込書」(様式9)をメール又はFAXで提出してください。

現地説明会に参加しない場合は申請を行うことができません。

(4) 申込先 沼津市役所産業振興部観光戦略課コンベンション推進係

FAX 055-933-1412

E-mail kanko@city.numazu.lg.jp

15 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年10月26日(月)～令和8年10月29日(木)正午まで
- (2) 受付方法 「指定管理者指定申請に係る質問書」(様式8)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
- (3) 申込先 沼津市役所産業振興部観光戦略課コンベンション推進係
FAX 055-933-1412
E-mail kanko@city.numazu.lg.jp
- (4) 回答 令和8年11月2日(月)までに市ホームページで公表します。

16 申請書類の提出

(1) 提出書類

①	指定申請書(沼津市渡し船条例施行規則第9条関係)	様式1
②	事業計画書	様式2-1、2-2、2-3
③	指定管理者管理運営業務収支計画書	様式3-1、3-2
④	誓約書	様式4
⑤	委任状(※グループ(共同体)応募の場合)	様式5
⑥	グループ(共同体)結成届出書(※グループ(共同体)応募の場合)	様式6
⑦	グループ(共同体)結成に関する協定書(※グループ(共同体)応募の場合)	
⑧	団体に関する書類 (ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 (イ) 法人登記事項証明書 (法人以外の団体の場合、代表者の住民票の写し) (ウ) 法人印鑑証明書 (法人以外の団体の場合、代表者の印鑑証明書) (エ) 直近1年間(令和7年度)の国税の納税証明書(法人税及び消費税) (オ) 直近1年間(令和7年度)の地方税の納税証明書(法人事業税及び地方消費税) (カ) 申請書類を提出する日の属する事業年度の経営計画書及び収支計算書(事業計画や収支予算がわかるもの) (キ) 令和7年度経営報告書(事業内容の実績がわかるもの) (ク) 令和7年度決算報告書(貸借対照表及び損益計算書等) (ケ) 令和7年度の人員表 ・各決算期末の常勤役員数、常勤従業員数を記載。 (コ) 役員名簿 ・直近の役員名簿を提出。	・代表団体は全て提出、構成団体は(ア)～(オ)を提出。 ・(イ)～(オ)は、申請日の3か月以内に発行されたもの。 ・(カ)～(コ)は任意様式(可能な限りA4サイズ)。

(2) 申請書類の提出方法

① 提出場所

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号
沼津市役所8階 産業振興部観光戦略課コンベンション推進係
電話番号 055-934-4746

② 提出方法

持参又は郵送とします。
(持参の場合は、平日の午前8時から午後5時まで)
※電子メール、FAXでの提出は認めません。

③ 提出期間

令和8年11月4日(水)から令和8年11月18日(水)までとします。
(郵送の場合は、令和8年11月18日(水)午後5時必着です。)

④ 提出部数

提出書類の提出部数は(正本1部、副本5部)とします。
なお、提出した書類は一切返却しません。

(3) 提出に際しての留意点

① 提出書類の内容の変更の禁止

提出した書類の内容変更及び追加書類の提出はできません。

② 虚偽の記載をした場合の取扱い

提出資料に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

④ 申請の取下げ

申請書類を提出した後に取下げる場合は、指定管理者指定申請取下届(様式7)を提出してください。

17 指定管理者の選定方法

指定管理者は、公募により募集します。申請書類の内容並びにヒアリング等の結果を審査して指定管理者候補者を選定し、市議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

(1) 選定基準

次の基準により、渡し船を適切に管理するために最もふさわしいと認めるものを選定します。

ア 渡し船の利用に関し、平等性が確保できること。

イ 渡し船の効果的な管理を実現できること。

ウ 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

(2) ヒアリングの実施

申請者には、市の指定する日(12月上旬予定)に、ヒアリングを行います。開催時間、会場、実施方法については、別途通知します。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、12月中旬に通知します。

我入道の渡し船指定管理者審査基準

選 定 基 準	審 査 項 目	審 査 内 容	配 点	
事業計画書の 内容が平等な利用 を確保するこ とができるもの であるか	渡し船の設置目的及び 市が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	20	3
		市が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか		3
		経営理念や団体の経営モラルは適切か		3
	平等な利用を図るため の具体的な手法及び期待 される効果	事業内容等が一部の市民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか		3
		障がい者等へ配慮されているか		3
	個人情報保護の取組	個人情報保護のための適切な措置がとられているか		5
事業計画書の 内容が、当該公 の施設の効用を 最大限に効果 的・効率的に発 揮させるもので あるか	利用者の増加を図るため の具体的な手法及び期待 される効果	年間を通じた広報計画や利用者を拡大する具体的な取組内容は適切か。その効果と実現性はどうか。 また、取組みにおける地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	55	15
		自主事業の提案など、サービスの向上を図る取組みが、施設及び機能を活用し、かつ、市が意図した内容となっているか。		5
	サービスの向上を図る ための具体的な手法及び期待 される効果	利用者からの苦情処理やトラブルへの対応は適切か。		5
		日常的な施設の安全管理や施設利用者の安全確保の具体的な方法が立てられているか。 また、事故や災害発生時の危機管理に係る意識や能力があり、発生時の具体的な対応が示されているか。		25
		施設等の維持管理を適正に実施できる具体的な計画が立てられているか。		5
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性			
事業計画書に 沿った管理を安定して行うために必要な能力 (人員、財政的基盤等)を有しているか	収入計画の内容及び適格性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。	25	5
	安定的な運営が可能となる人的能力	業務を円滑に推進できる職員の配置や業務分担がなされているか。 また、職員の指導育成、研修体制は十分か。		10
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	財政状況は健全であり、業務を確実に実行する経営的に安定した団体であるか。		5
	類似施設の運営実績	施設の管理にどの程度実績があり、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。		5
合 計			100	

18 協定書の締結等

市議会の議決を経て指定管理者として指定されてから、業務の引継ぎを行うとともに、沼津市は、指定管理者と、指定期間における包括的な事項を定める基本協定及び単年度ごとに詳細事項を定める年度協定を締結します。

ただし、本募集にかかる協定は、指定管理料にかかる令和9年度予算成立をもって締結が可能になります。市議会が本業務に係る予算を承認しなかった場合は、協定をとりやめます。また、予定より予算の議決が遅れた場合、協定締結日が予定日より遅れる場合があります。なお、協定の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負いません。

19 その他

(1) 提出書類の情報公開

提出された書類は、情報公開の請求によって開示することがあります。

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じなければなりません。

20 問い合わせ先

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号（市庁舎8階）

沼津市役所 産業振興部 観光戦略課 コンベンション推進係

電話 055-934-4746 FAX 055-933-1412

E-mail: kanko@city.numazu.lg.jp